

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則

石川県教育職員免許法令施行細則（昭和四十三年石川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「免許法第五条第五項」を「免許法第五条第六項」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 免許法別表第七により、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、次の表に掲げる特別支援教育の基礎理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目、免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目の単位を含めて最低修得単位数を修得するものとする。

在職 年数	特別支援教育の基礎 理論に関する科目	特別支援教育領域 に関する科目	免許状に定められる こととなる特別支援 教育領域以外の領域 に関する科目	最低修得単位数
三年以上	一単位	三単位	二単位	六単位

備考 特別支援教育領域に関する科目の単位の修得方法は、授与を受けようとする免許状に定められることとなる一又は二以上の特別支援教育領域について、それぞれ次の（一）又は（二）に定める単位を修得

するものとする。

(一) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合は、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理及び病理に関する科目(二)において「心理等に関する科目」という。)並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目(二)において「教育課程等に関する科目」という。)について合わせて二単位以上。

(二) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目について合わせて一単位以上。

第二十条の見出しを「書換え、再交付又は授与証明書出願」に改め、同条に次の一項を加える。

2 免許状の授与証明書の発行を受けようとする者は、教育職員免許状授与証明願(様式第十三号の二)を委員会に提出しなければならない。

第二十三条中、「又は教育職員検定」を「、教育職員検定又は授与証明」に改める。

第二十四条の見出しを「免許状等の様式」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二十条に規定する授与証明書の様式は様式第十八号のとおりとする。

様式第13号の2(第20条関係)

教育職員免許状授与証明願				年	月	日
石川県教育委員会		殿				
			住所 氏名 電話番号	印		
下記のとおり免許状が授与されたことを証明願います。						
本籍地		氏名				
都道府県名						
生年月日		年	月	日		
免許状の種類	教科	授与年月日		番号		
証明書 請求理由						

備考 出願者本人が署名する場合、押印を省略することができる。

第二十五条中「(様式第十八号)」を削る。
様式第十三号の次に次の様式を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年 月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第 号